

業務委託基本契約書

一般社団法人福山市医師会（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、甲が乙に委託する業務に関し、以下の通り請負業務委託基本契約（以下「基本契約」という。）を締結する。

第1条（信義誠実の原則）

甲および乙は信義誠実の原則により、相互の信頼関係を維持し、誠意をもって基本契約を履行するものとする。

第2条（基本契約の適用）

基本契約は、乙が請け負う業務（以下「請負業務」という。）に関する個別契約書、覚書、注文書・注文請書等（以下「個別契約」という。）のすべてに適用されるものとする。

2. 個別契約において、基本契約と異なる条項の契約を取り交した場合、その事項に関しては個別契約を優先するものとする。

第3条（個別契約の成立）

個別契約は、内容を特定した業務について、納期、成果物、委託料およびその支払方法等を明記した個別契約を甲乙間で取り交すことにより成立するものとする。

2. 甲が個別契約の締結を実施する場合は、代理人選任を実施し当該部門の責任者等を指名し個別契約の締結を実施することができる。
3. 個別契約において、注文書・注文請書を用いる場合、乙は注文書の発行日から7日以内に注文請書を甲に提出するものとする。甲が当該期間内に乙より注文請書または書面等による注文拒絶の通知を受領しなかったとき個別契約は成立したものとみなす。

第4条（個別契約の変更）

甲および乙は、個別契約の内容を変更する必要がある場合は、速やかにその旨を相手方に通知し、相手方との協議により個別契約を変更できるものとする。

なお、個別契約を変更する場合は、当該個別契約にかかる注文書等を訂正し、または、新たに注文書・注文請書を取り交すものとする。

第5条（請負人の責任）

乙は、請負業務の完成について事業主としての財政上および法律上のすべての責任を負うものとする。

2. 乙は、請負業務に従事する乙の役員・従業員（派遣労働者を含む。以下「従業者」と言う。）に対し使用者として法律上規定されたすべての義務を負うとともに、如何なる場所においても乙の就業規則を適用するものとする。

第6条（指揮命令）

乙は、必要がある場合、請負業務の遂行に当たり指揮命令責任者を定め乙の従業者に対する指揮命令を行わせるものとする。

2. 指揮命令責任者は、甲と協議の上請負業務を遂行し、乙の従業者に対し請負業務遂行、労働時間等の労務管理、安全衛生管理、企業秩序の維持確保等に関する一切の指揮命令を行うものとする。

第7条（主任担当者選任）

甲および乙は、請負業務を円滑に推進するため、それぞれ主任担当者を選任し書面をもって相手方に通知するものとする。

2. 甲および乙は、請負業務処理のための連絡、確認等は原則として主任担当者を通じて行うものとする。

第8条（従業員の選任変更）

乙は、請負業務を遂行するに足る能力を有する者を従業員として選任しなければならないが、乙の従業員の異動、退職、また長期休業等により請負業務に支障をきたす恐れがある場合は従業員の選任変更をもって充足しなければならないものとする。

選任変更が予め見込まれる場合は、乙は少なくとも1ヶ月前までに甲に対して書面をもって連絡しなければならないものとする。

第9条（再委託の禁止）

乙は、請負業務の全部または一部を第三者に請け負わせることは出来ない。

2. 但し、事前に甲に書面による承諾を得たときはこの限りではない。乙が第三者への再委託を行う場合乙は、甲に対し当該第三者の行為について全責任を負うものとする。

第10条（作業場所）

乙の従業員が、機密保持または業務遂行の必要から甲の事業所内或いは甲指定の作業場所内で作業を行う必要がある場合、甲は乙に対し乙の従業員が業務遂行出来るよう作業区画を定め作業場所を提供する。

この場合、使用方法、料金等の使用上の条件は甲乙別途協議の上個別契約をもって取扱いを定めるものとする。

2. 前項の場合、乙は、乙の従業員を乙の指揮命令責任者の監督下において請負業務に従事させるとともに、甲が職場秩序維持のために定めた甲の諸規則、規定、規準および甲の指示に則って行動させるものとする。

第11条（業務委託仕様書）

甲は、乙に対する業務の内容（仕様、成果物、納入期限等）を特定するための業務委託仕様書（以下「委託仕様書」という。）を作成する。

乙は、基本契約、個別契約および委託仕様書に基づいて業務を完了させるものとする。

第12条（貸与物件）

甲は、乙が請負業務の完成のために必要とするコンピュータその他の周辺機械器具、什器備品、原票、技術資料、ソフトウェア、また、通信施設等の使用について、乙より提供の要請があり甲がその必要性を認めた場合には速やかに乙へ貸与提供するものとする。

この場合、使用方法、料金等の使用上の条件は甲乙別途協議の上個別契約をもって取扱いを定めるものとする。

第13条（貸与物件等の管理）

乙は、第10条および第12条の規定により甲より使用を許された作業場所、機械設備、その他の貸与物件等の一切について善良な管理者の注意義務をもってこれらを管理、保管し、業務完了後は、甲の指定する期限までに甲に返還するものとする。また、甲の要求があった場合には直ちに甲に返還するものとする。

2. 乙は、貸与物件等を甲の指定した目的以外に使用しないものとし、乙の従業員にも甲の指定した目的以外に使用させないものとする。
3. 乙は、甲からの貸与物件等の全部または一部について甲の承諾を得ないで複製してはならないものとする。
4. 乙の従業員の故意または過失により貸与物件等に交換、修理または調整の必要が生じた場合乙はその費用を賠償しなければならない。

第14条（事故等の報告）

乙は、乙が請負業務の遂行に支障を生ずる恐れのある事故の発生を知った時は、その事故の帰責事由如何にかかわらず直ちにその旨を甲に報告し、速やかに応急措置を施した後、遅滞無く書面により詳細な報告ならびに以後の方針案を提出するものとする。

第15条（乙の事業所への立入り等）

甲は、作業状況、品質管理、進捗状況、提供品等の使用・保管状況および遵法状況を検査するため、または委託内容の中間検査を実施する必要がある場合は甲の指定する者を乙の事業所もしくは作業場所等に立ち入らせ、必要に応じた改善を要求し、その報告を求めることが出来る。

第16条（成果物の納入）

乙は、個別契約に定められた納入期限、納入場所その他の条件に従い個別契約所定の成果物を納入しなければならない。

第17条（納入期限の変更）

甲乙双方、または何れかのやむを得ない事由により納入期限の変更が必要となった場合には、甲乙協議の上これを変更することが出来るものとする。

2. 乙は、天災その他不可抗力により納入期限までに成果物を納入することが困難となった時は、速やかに甲に報告し納入期限の延長を求めることが出来るものとする。
3. 甲は、前項による乙の求めが正当と認めた時は納入期限を延長するものとする。

第18条（検査および検収）

甲は、成果物の受領後個別契約所定の検査期間内に検査を行い、乙に対し検査検収明細書を作成し通知するものとする。

この場合、甲は必要に応じて乙の立会いを求めることが出来るものとする。

2. 請負業務のうち成果物の作成以外の業務については、乙は個別契約所定の時期に当該業務遂行状況についての報告書を作成して甲に提出するものとし、甲は報告書受領後個別契約所定の検査期間内に当該業務について検査を行い、乙に対し書面をもって検査結果を通知するものとする。
3. 前各項の検査に合格した時をもって検収とする。

第19条（再検査）

前項の定めに基づいて検査を行った結果、不合格の成果物があった場合、乙は甲の承認する期間内に成果物を完成させ、または業務を完全に履行した上甲の検査を受けるものとする。

2. 再検査および検収の手続きについては前条文に準じるものとする。

第20条（検査期限の延長）

甲は、第17条の理由により所定の検査を完了させることが困難になった場合には、乙に対して検査期限の延長を求めることが出来るものとし延長期限は甲乙協議してこれを定める。

第21条（請負代金および支払方法）

甲は、乙に対し請負業務の対価として、個別契約所定の請負代金を所定の方法により支払うものとする。

第22条（契約不適合責任）

乙は、基本契約、個別契約および委託仕様書に定められた範囲内において、成果物の納入後発見された不適合について無償で補修する責を負う。

但し、納入後甲が独自に成果物に対して機能の追加、変更修正等行った場合、これに起因する契約不適合については、乙はその責を免れるものとする。

2. 無償補修期間は検収後 1 年間とする。

第 23 条（機密情報）

「機密情報」とは、本条(1)から(3)の何れかの方法により、甲によって乙に開示された情報を言い、乙は、甲から開示された機密情報の取扱いについては、第 24 条の定めに基づき機密を保持しなければならない。

(1) 甲から乙に委託する「個人情報」を含む委託物は、全て「機密情報」として取扱う。

（FAX、電子メール等の電子情報により伝達される場合を含む。）

(2) 甲から乙に、書面により開示した「機密情報」または「秘密情報」である旨刻印した情報は「機密情報」として取扱う。

（FAX、電子メール等の電子情報により伝達した情報も含む。）

(3) 甲から乙に開示された技術上、または営業上の情報で口頭説明等により「厳秘」、「守秘」を指示され提供された情報も「機密情報」として取扱う。

2. 前項の条文にかかわらず以下に該当する情報は機密情報とはみなされず、乙は当該情報について何ら義務を負わないものとする。

① 開示のとき、既に乙が所有していた情報。

② 開示のとき、既に公知となっていた情報。

③ 開示後、乙の責によらずに公知になった情報。

④ 守秘義務を負わず第三者から正当に入手した情報。

⑤ 乙によって独自に開発した情報。

第 24 条（機密保持）

乙は、機密情報を機密に保持し、第三者に漏えい、開示（出願行為を含む）しないものとする。但し、次の各号に該当する場合に限り、乙は機密情報を開示することが出来るものとする。

(1) 乙が、個別契約遂行のために、第 9 条第 2 項により甲の許諾を得た再委託先への機密情報の開示を必要とし、甲の書面による事前同意を得た場合。但し、乙は、当該再委託先に対して第 23 条から第 29 条の条文と同等の義務を課し、その履行につき責任を負うものとする。

(2) 法的手続き、政府機関または法律により、乙が甲の機密情報の開示を要求された場合。但し、かかる開示は必要最小限の範囲で行われるものとし、かかる開示先による第三者への再開示を防止するための手段を講じるものとする。

2. 乙は機密情報を本契約書の目的のために知る必要のある最小限の従業者にのみ開示するものとし、これらの従業者が機密情報を他の従業者あるいは第三者に漏えい、開示することのないよう厳重な機密管理を行うものとする。

3. 乙は、乙の従業者に対し、前項の義務を遵守させるための機密保持契約締結、あるいは誓約書受理等の方法で機密保持管理と重要性を指導管理するものとする。

第 25 条（流用禁止）

乙は、機密情報の全部または一部を、個別契約遂行の目的にのみ使用し、開示者の書面による事前同意なく他の目的には使用しないものとする。

第 26 条（複製）

乙は、甲の書面による事前同意なく機密情報の複製（電子情報の転送を含む）を行わないものとする。但し電子情報により伝達された機密情報については一部に限りプリントアウト（印刷）することが出来るものとする。

第27条（廃棄および返還）

乙は、甲より要求があった場合、機密情報の全部または一部（前条により複製を認められていた場合は、複製分も含む）を直ちに廃棄または消去するものとする。なお、甲が機密情報の全部または一部の返還を要求した場合は、乙はこれに従うものとする。

2. 前項に基づき乙が機密情報の全部または一部を廃棄若しくは消去した場合、あるいは開示者に返還した場合であっても当該機密情報に関する乙の守秘義務は、第23条から第29条に定めた条文に従い存続するものとする。

第28条（不許諾）

甲が、機密情報を乙に開示した場合といえども機密情報に基づくいかなる権利も乙に許諾されていないものとする。

第29条（残存事項）

第23条から第28条の条文は、基本契約終了後および個別契約終了後も有効に存続する。

第30条（権利帰属）

乙が製作した成果物に関する、有体物の所有権、著作権（著作権法第27条および第28条に定める権利を含む。以下同様。）、およびその他知的財産権の一切の権利は、甲に帰属または検収の時をもって移転するものとする。

2. 乙は、成果物に関し、甲および甲の指定する第三者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。
3. 乙が、業務を第三者に再委託する場合、当該第三者に対し成果物に関する著作者人格権を甲および甲の指定する第三者に対し行使させないよう必要な措置を講ずるものとする。

第31条（著作権、特許権等の侵害への対応）

乙から甲に納められた成果物またはその成果物使用が、第三者の特許権（実用新案権、意匠権を含む。）または著作権を侵害するものとして第三者から甲または甲の顧客に対して訴訟が提起され、または、使用許諾料等の請求がなされた場合、乙は自己の費用と責任においてこれを解決するものとする。

第32条（権利譲渡の禁止）

乙は、甲の書面による事前の承諾を得ないで、基本契約および個別契約ならびにそれらに関して発生する一切の権利または義務を第三者に譲渡あるいは継承、または担保の目的に供しないものとする。

第33条（損害賠償）

乙は、乙による基本契約および個別契約に基づく請負業務遂行上、乙の責に帰すべき事由により発生した甲の損害および費用（合理的な弁護士費用を含む。）を負担するものとする。

第34条（契約解除および解約）

甲または乙が、次の各号の何れか一つに該当した場合、相手方は何等の通知、催告を要せず基本契約および個別契約の全部あるいは一部を解除することが出来るものとする。

- (1) 重大な過失または背任行為があった時。
 - (2) 支払の停止または仮差押え、差押え、競売、破産、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、会社整理開始若しくは特別清算開始の申立てがあった時。
 - (3) 手形交換所の取引停止処分を受けた時。
 - (4) 公租公課の滞納処分を受けた時。
2. 甲乙何れかに基本契約に違反する行為があり、通知催告にもかかわらずその行為が是正されなかった場合には、通知催告側より基本契約を解除することが出来るものとする。

3. 契約の有効期間にかかわらず甲乙双方とも2ヶ月の予告をもって、基本契約を将来に向かって解約することが出来るものとする。

第35条（契約内容の変更）

基本契約および個別契約の内容は、甲乙双方記名押印した書面によってのみ変更することが出来るものとする。

第36条（契約有効期間）

基本契約の有効期間は契約締結の日より1年間とする。但し、甲または乙より有効期間満了2ヶ月前までに書面による基本契約終了の意思表示が無い限り、自動的に期間満了の翌日から1年間延長されるものとし以後も同様とする。

2. 前項の定めにかかわらず、乙に委託した個別契約業務の、全部または一部が完了していない場合は、第34条第3項にかかわらず委託業務完了までの間においては、基本契約は有効に存続するものとする。

第37条（合意管轄）

基本契約および個別契約に関し訴訟の必要が生じた場合は、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

第38条（協議）

甲および乙は、基本契約および個別契約の内容について、疑義が生じた場合あるいは定めのない事項で協議が必要となった場合は、信義誠実の原則に従い双方円満な協議によりこれを解決するものとする。

以上、本契約の締結を証して本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 広島県福山市三吉町南2丁目11番25号
一般社団法人 福山市医師会
会長 西岡 智司

乙